

処 分 基 準

平成 2 6 年 5 月 1 4 日作成

法 令 名	: 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 (1 8 - 1)
根 拠 条 項	: 第 7 条第 7 項
処 分 の 概 要	: 第 7 条第 5 項各号に掲げる行為を行った者が更に反復してそれぞれ当該各号に掲げる行為を行うおそれがあると認めるときに、それぞれ当該各号に掲げる行為を行ってはならない旨の命令
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙を参照
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課企画指導係（043-201-0110）
備 考	

別紙

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する 条例に基づく再発防止命令の基準

(用語の意義)

- 1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「再発防止命令」とは、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和39年千葉県条例第31号。以下「条例」という。)第7条第7項の規定により、同条第5項各号に掲げる行為が行われた場合であって、当該行為を行った者が更に反復してそれぞれ当該各号に掲げる行為を行うおそれがあると認めるときに、千葉県公安委員会が当該行為を行った者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為をしてはならない旨を命ずることをいう。
 - (2) 「中止命令」とは、条例第7条第5項の規定により、同項各号に掲げる行為が行われた場合に、警察官が当該行為を行った者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為をしてはならない旨を命ずることをいう。
 - (3) 「法令違反行為」とは、別表に定める規定に違反する行為をいう。
(再発防止命令を行う基準)
- 2 再発防止命令は、条例第7条第5項各号に掲げる行為を行い中止命令を受けた者が、次に掲げる事由に該当する場合に行うものとする。
 - (1) 過去1年以内に同種の処分事由に当たる中止命令又は再発防止命令を受けていた場合
 - (2) 法令違反行為に係る過去1年以内の犯歴を有する場合
(再発防止命令の期間)
- 3 再発防止命令の期間にあつては、6月とする。
(再発防止命令の期間の短縮)
- 4 前記3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由があるときは、3月を下回らない範囲において、情状により期間を短縮することができる。
 - (1) 他人に強いられて条例第7条第5項各号に掲げる行為を行ったこと。
 - (2) 改悛の情が極めて顕著であること。

別表

条例	第 7 条第 1 項
	第 7 条第 2 項
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）	第 2 2 条（第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）
	第 2 8 条第 1 2 項（第 1 号又は第 2 号に係る部分に限り、第 3 1 条の 3 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）	第 5 条（第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）
	第 6 条第 2 項（第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）